

【リンクはご自由にお貼りください】【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)・第7回期日(20210423)で提出された書面です。

平成31年(ワ)第1258号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件
原告 原告1 外5名
被告 国

証拠説明書9 (甲A号証)

2021年4月19日

大阪地方裁判所第11民事部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 大畑 泰次郎

同 弁護士 寺野 朱美

同 弁護士 三輪 晃義

同 弁護士 山岸 克巳

同復代理人 弁護士 佐藤 倫子

同 弁護士 宮本 庸弘

号証	標目	原本写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲A 363	意見書	写し	2020年 8月3日	河口 和也	<p>ヨーロッパにおいて、19世紀末以前には、同性同士の性的行為は、ソドミーの一部とされ、習慣的にはタブーとされていたこと。その後同性愛の「病理化」言説が広まり、「同性愛は病気である」という考え方が社会に広く共有されるに至ったこと。しかし、これに異を唱えるアルフレッド・キンゼイらによる研究成果が、当時の社会における人々の同性愛者に対する見方を変え、同性愛者に対する偏見やスティグマを変更するのに貢献したこと。</p> <p>アメリカ合衆国では、同性愛をめぐる多くの裁判が闘われてきており、裁判所は、社会の実情や状況を知り、さらに新たな学問的知見を採り入れることにより、従来の異性愛規範とは距離を取り、偏見や偏向のより少ない判断を下すようになったこと。現在、世界の多くの国々において、性的指向や性自認が人権の問題としてみなされ、同性婚が認められるようになったのは、長い歴史をとおして、こうした同性愛者やそうした人びとを支える人たちの社会に対する働きかけや取り組みがなされた結果であること。</p>
甲A 364	意見書	写し	2020年 8月3日	風間 孝, 赤枝香奈子	<p>現行民法および戸籍法成立当時に同性カップルの権利が保障されなかったこと背景に、異性愛を「自然」「正常」とし、同性愛を含むそれ以外の性愛を「不自然」「異常」とする異性愛規範が背景にあったこと。1946年当時、同性カップルの権利が保障されなかった背景として存在していた異性愛規範が、現在においてはその正当性が否定されていること。</p>

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A 365	「男の絆—明治の学生からボーイズラブまで」 (抜粋)	写し	2011年 5月25 日	前川 直哉	明治前期において、「男色」を肯定する考えが存在し、女色を好む「軟派」の男子学生よりも、男色を好む「硬派」こそが学生本来の姿であるという考えが存在していた事実、鶏姦条例制定の経緯により、男性間の肛門性交が犯罪とされるようになった経緯、「恋愛」の普及により、男女学生の交際も「恋愛」という言葉で語られるようになった事実、男女間における恋愛が結婚と結びつけられるようになったことにより、「結婚」と結びつくことが可能な異性間の関係は、同性間の関係性よりも優越していると考えられるようになった事実。
甲A 366	「明治初期刑事法の基礎的研究」 (抜粋)	写し	1990年 10月15 日	霞 信彦	鶏姦規定が1882年に旧刑法の施行に伴って廃止された理由及び経緯
甲A 367	「恋愛と性欲の第三帝国」『現代思想』第21巻 第7号	写し	1993年 7月1日	古川 誠	1910～1920年代に西洋の性科学が日本において性欲学として翻訳書を通して紹介され、性欲学の書物や雑誌が次々に出版された事実。
甲A 368	「変態性欲論」(抜粋)	写し	1925年 9月25 日	羽太鋭治, 澤田順次郎	性欲学では、同性愛を「性欲本能の倒錯」「正常ならざる性欲」「不自然な性欲」であり、「一種の伝染病」として、「社会を破壊」するものとみなしたことで、ここでは男＝能動、女＝受動との役割が強調され、同性愛者は異性の精神をもっているがゆえに同性に惹かれるものとされていたこと。
甲A 369	「恐るべき同性の愛」 『読売新聞』明治44年7 月31日	写し	1911年 7月31 日	読売新聞社	1911年7月に起きた女学校卒業生同士の心中事件についての報道内容。
甲A 370	「同性愛に陥れる女学生に告げたいこと」『婦人世界』大正15年9月号	写し	1926年 9月	川村理助	1920年代には、女学生たちの間での同性への「熱中」がブームとなっており、それが「同性愛」として認識されていた事実。
甲A 371	「同性の愛」『女学世界』大正9年10月号	写し	1920年 10月	渡邊たみ子	1920年代には、女学生同士の、あるいは女学校における親密な関係がたびたび新聞・雑誌記事で取り上げられ、これに対して、女性同士の親密な関係を賞賛し、異性に対する愛とも、男性同性愛とも異なるものとして擁護する意見が強かった事実。

号証	標目	原本写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲A 372	「同性愛は恋愛と同じか」『婦人公論』昭和11年4月号	写し	1936年 4月	片岡鐵兵	1930年代には、1920年代に見られたような、女性の同性愛を称賛するような記事は見られなくなり、女性同士の同性愛が異性愛に比べいかに劣っているものか一方的に断定する論調の雑誌記事が見られた事実。
甲A 373	「同性を恋する心」『婦人公論』昭和8年10月号	写し	1933年 10月	杉田直樹	1930年代には、同性愛を性欲心理の発達段階に位置付けた上で、同性愛の段階で止まっている者を「精神の異常傾向者」とみなす論調の雑誌記事が見られた事実。
甲A 374	「『女子教育と同性愛』の問題」『婦人公論』昭和8年10月号	写し	1933年 10月	高良富子	1930年代には、同性愛を心身の発達途上における「一種の小児病」とみなす論調の雑誌記事も見られるようになった事実。
甲A 375	「逸脱と医療化－悪い病へ－」(抜粋)	写し	2003年 11月10日	ピーター・コンラッド、ジョセフ・シュナイダー	アメリカにおいて、1969年6月に発生した「ストーンウォール・インの暴動」を契機に、ニューヨークでプライド・パレードが始まるなど、より戦闘的なノーマライゼーションを目指す方向に運動展開が変化した事実、アメリカで、1970年代初頭には、同性愛を精神疾患とみなしていた精神医学界への働きかけが行われ、同性愛の脱病理化が進められた事実。
甲A 376	「同性愛と異性愛」(抜粋)	写し	2016年 11月25日	風間孝, 河口和也	1970年代前半に、東郷健、大塚隆史など、同性愛者として自らのセクシュアリティを公言するカミングアウトを行い、同性愛者の可視化を主張し始めるゲイ男性も現れた事実、AIDSを男性同性愛者の病気とする偏見に抗議するため「IGA日本」、「動くゲイとレズビアン」などが結成された事実、府中青年の家事件において、東京都が、動くゲイとレズビアンの会の青年の家利用拒絶を正当化するにあたり、文部省指導資料や「広辞苑」、「イミダス」などに同性愛が異常とされていることを根拠としてあげていた事実。

号証	標目	原本写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲A 377	「1970年代以降の首都圏におけるレズビアン・コミュニティの形成と変容 集合的アイデンティティの意味づけ実践に着目して」(抜粋)『クィア・スタディーズをひらく1 アイデンティティ, コミュニティ, スペース』所収	写し	2019年 10月20日	杉浦郁子	1970年代後半に、自らをレズビアン・フェミニストと呼ぶ女性たちが相次いでミニコミ誌を発行し、自らの声を発信するようになった事実、1970年代までのメディアに登場するレズビアンは、レズビアンは性に「奔放」であるというイメージを伴って描かれていた事実、レズビアン・フェミニストたちは、異性愛規範を女性をジェンダー役割のなかに押し込め不自由を強いるものとして問題化した事実。
甲A 378	「同性婚—ゲイの権利をめぐるアメリカ現代史—」(抜粋)	写し	2006年 6月8日	ジョージ・チョーンシー	1980年代前半、AIDSは同性愛と強く結びつけられ、偏見や差別が強められた事実、アメリカでは当時の大統領の無策から自衛のため自助組織や支援グループが多数作られた事実、パートナーがAIDSで入院したり、亡くなったりすることで、看病やケア・相続権や居住権・遺言や葬儀などをめぐって、様々な「家族」問題が噴出することとなった事実。
甲A 379	「日本の『ゲイ』とエイズ コミュニティ・国家・アイデンティティ」(抜粋)	写し	2013年 7月21日	新ヶ江章友	日本におけるAIDS第1号患者は血友病患者であったが、厚生省は、この患者をあえてAIDSと認定せず、日本に一時帰国中のアメリカ在住のゲイの男性芸術家を日本におけるAIDS第1号患者として発表した事実。
甲A 380	「AIDS患者発生等における留意点について」	写し	1985年 7月12日	厚生省保健医療局感染症対策室長	昭和60年当時の厚生省が性的接触によりAIDSに感染する可能性が高い者として男性同性愛者を挙げていた事実。
甲A 381	「日本精神医学と同性愛(第1版)」	写し	1993年 1月29日	動くゲイとレズビアンの会	動くゲイとレズビアンの会が、日本精神神経学会及び日本精神科診断学会あてに、1993年3月、同性愛についての見解を問う質問状を送付した事実及びその後の両学会への働きかけの経緯。

号証	標目	原本写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲A 382	「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」	写し	1999年 10月4日	厚生大臣 宮下 創平	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」は、前文において青少年、外国人、同性愛者、性産業従事者および利用者を「個別施策層」として位置づけ、同性愛者は、個別施策層の他の集団とともに「人権や社会的背景に最大限配慮したきめ細かく効果的な施策を追加的に実施することが重要である」と位置づけられたこと
甲A 383	「LGBTヒストリーブック絶対に諦めなかった人々の100年の闘い」(抜粋)	写し	2019年 12月21日	ジェローム・ポーレン	アメリカでは、1993年、ハワイ州最高裁判所が、同性愛者に対して結婚を禁止することはハワイ州憲法の平等権修正条項に違反しているとの画期的な判決を下したが、そのことが同性婚反対派の危機感を強め、1996年に、連邦議会で結婚防衛法が成立し、16州の州議会が州レベルの婚姻防衛法を可決した事実。
甲A 384	「いじめの防止等のための基本的な方針」	写し	2017年 3月14日	文部科学大臣	文部科学省が、いじめ防止等にあたり、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」旨の方針を発表した事実。
甲A 385	「児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について(通知)」	写し	2010年 4月23日	文部科学省 初等中等教育 児童生徒課、 スポーツ・青少年 局学校健康 教育課	文部科学省が各都道府県の教育委員会等に対し、性同一性障害のある児童生徒について、その心情に十分配慮した対応を求めた事実。
甲A 386	「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」	写し	2015年 4月30日	文部科学省 初等中等教育 局児童生徒 課長	文部科学省が各都道府県の教育委員会等に対し、性同一性障害に係る児童生徒への学校での支援体制や医療機関、保護者、教育機関との連携とともに、いじめや差別を許さない適切な生徒指導や人権教育を推進すること、そして性同一性障害および同性愛者等の性的マイノリティの児童生徒が相談しやすい環境を整備することを求めた事実。

号証	標目	原本写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲A 387	「性同一性障害や性的指向・性自認に係る，児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け）」	写し	2016年	文部科学省 初等中等教育局児童生徒課	文部科学省が，「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」を受けて，学校における性同一性障害に係る児童生徒の状況や，学校等からの質問に対する回答をQ&A形式にしてとりまとめた事実。その中で，性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実等を求めている事実。
甲A 388	「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて」	写し	2018年 12月	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構が，大学等の教職員を対象として，性的指向・性自認の多様な在り方に関する理解の増進を図ることを目的として，性的マイノリティである学生が学生生活を送るうえで大学等に求められる対応に関し，大学等における性別情報の取扱い・管理方法のほか，授業や学生生活等における配慮等，必要となる支援等について記載した資料を作成した事実。
甲A 389	報道発表資料「男女雇用機会均等法施行規則を改正する省令等を公布しました～間接差別となり得る措置の範囲の見直し等を行い，平成26年7月1日に施行～」	写し	2013年 12月24日	厚生労働省 機会均等・児童家庭局 雇用均等政策課	2013年に男女雇用機会均等法に基づくセクシュアル・ハラスメント指針が改正され「セクシュアル・ハラスメントには，同性に対するものも含まれる」ことが明記された事実。
甲A 390	「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」	写し	2016年 8月2日	厚生労働省	2016年のセクシュアル・ハラスメント指針の改正において，「被害を受けたものの性的指向や性自認にかかわらず，本指針の対象となる」と記された事実。
甲A 391	「CSR企業総覧2016年版 LGBTに対する基本方針（権利の尊重や差別の禁止など）『あり』会社一覧」	写し	2016年 1月4日	株式会社東洋経済新報社	2016年版「CSR企業総覧」において LGBTに対する基本方針があると回答した企業は13.1%（173社）であった事実。
甲A 392	「CSR企業総覧（雇用・人材活用編）2020年版 LGBTに対する基本方針（権利の尊重や差別の禁止など）『あり』会社一覧」	写し	2019年 12月3日	株式会社東洋経済新報社	2020年版「CSR企業総覧」において LGBTに対する基本方針があると回答した企業は33.8%（364社）であった事実。